

アナログ規制見直し工程表

目視規制（3項目）

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
395	滋賀県草津市	会計管理者会 計課	目視	規則	草津市会計規則	第88条	(会計検査) 第88条 会計検査は、次に掲げる者に対して書面または 実地 に行うものとする。 (1) 主務課長 (2) 出納機関 (3) 資金前渡を受けた者 (4) 補助金、助成金、委託金等の交付を受け、または貸付けを受けた者 (5) その他特に必要があると認める者 2 前項の 検査 は、市長が必要のつど副市長その他の職員のうちから 検査員 を指名して行わせるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	電子データによる資料提出やリモート検査など、検査方法について、デジタル技術の活用を可能とすることを検討する。	令和11年3月	
397	滋賀県草津市	会計管理者会 計課	目視	規則	草津市会計規則	第93条	(委託事務の検査) 第93条 会計管理者は、必要があると認めるときは、公金の徴収または収納もしくは支出に関する事務の委託を受けた者に対して、書面または 実地 に出納 検査 を行うことができる。 2 前項の 検査 については、前5条の規定を準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	検査方法について、実地による現物確認と現場の状況確認の重要性も踏まえつつ、デジタル技術を活用することを慎重に検討するため。	令和11年3月	
1876	滋賀県草津市	こども若者部 子育て相談センター	目視	告示	草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱	第4条	(給付等の決定) 第4条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、当該対象者の身体の状態、介護の状態、住宅環境、家庭の経済状況等を 実地 に 調査 し、草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 調査書 (別記様式第3号)を作成のうえ、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。 2 市長は、用具の給付を決定した場合には草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(別記様式第4号)および草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(別記様式第5号)を、用具の給付を行わないことを決定した場合には草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付棄却決定通知書(別記様式第6号)を交付するものとする。	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について(平成29年5月30日健発0530第12号)	第2— 1(4)②	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	・現状では訪問により申請者の身体状態や生活状態を把握し日常生活用具給付の可否を総合的に判定している。しかしながら申請者に訪問が困難な状況（感染症・受け入れ拒否等）が発生した場合には動画等により身体状態の把握に努めることも可能と考える。	令和8年3月	

定期検査・点検規制（6項目）

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し 条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討				
											類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
386	滋賀県草津市	会計管理者会計課	定期検査・点検	規則	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第15条	(支払未済金の整理) 第15条 出納取扱店は、 毎年度 の小切手振出済金額のうち出納閉鎖期日までに支払いを終わらないものについて、当該出納閉鎖期日において 調査 し、これに相当する金額を小切手支払未済金として整理し、および小切手支払未済 報告書 (別記様式第4号)を作成し、総括店に送付しなければならない。 2 総括店は、前項の規定により小切手支払未済 報告書 の送付を受けたときは、これを 取りまとめ のうえ、会計管理者に送付しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1①	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	小切手については全国的に電子化を目指しているため、その動向をふまえて見直しを検討する。	令和9年3月	
387	滋賀県草津市	会計管理者会計課	定期検査・点検	規則	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第28条	(帳簿書類等の保存) 第28条 指定金融機関等は、他に定めるものを除くほか、収納および支払いに関する帳簿書類等を年度別に区分し、年度経過後少なくとも帳簿にあっては10年間、その他の書類にあっては5年間これを保存しなければならない。 2 出納取扱店は、次に定める帳票は、 毎月分を取りまとめ 、その金額および枚数を表記して10年間保存しなければならない。 (1) 債権者から徴した送金に係る領収書 (2) その取扱いに係る支払済の小切手 3 前2項の証拠書類の保存期間の計算は、当該年度の翌年度の初日から起算するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1①	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	帳簿書類等の保存方法について、紙媒体での保存に限定せず、電磁的記録による保存を可能とする旨を明確に条文に追記する。	令和8年4月	令和8年4月1日付で草津市公金取扱金融機関事務取扱規則(平成26年規則第2号)の一部改正を予定している。
394	滋賀県草津市	会計管理者会計課	定期検査・点検	規則	草津市会計規則	第54条	(小切手の振出しの 確認) 第54条 出納機関は、 毎日 その振り出した小切手の原符と当該小切手の受取人の提出した領収証書とを照合し、それらの金額および受取人について相違がないかどうかを 検査 しなければならない。 2 出納機関は、 毎日 その日の小切手振出済額について小切手整理簿を作成し、および小切手振出済 通知書 (別記様式第12号)により指定金融機関に 通知 しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1①	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	小切手については全国的に電子化を目指しているため、その動向をふまえて見直しを検討する。	令和9年3月	
398	滋賀県草津市	会計管理者会計課	定期検査・点検	規則	草津市会計規則	第94条	(指定金融機関等の 検査) 第94条 施行令第168条の4の規定により、会計管理者が行う指定金融機関等に対する公金の収納または支払の事務および公金の預金の状況に関する 定期検査 は、 毎年 6月または10月に行うものとする。	地方自治法施行令	第168条の4第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 1	1①	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	検査方法について、実地による現物確認と現場の状況確認の重要性も踏まえつつ、デジタル技術を活用することを慎重に検討するため。	令和11年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討						
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考		
													見直しの方向性	見直しの方向性の詳細				
939	滋賀県草津市	都市計画部 建築政策課	定期検査・点検	規則	草津市建築基準法等施行細則	第7条	<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第7条 法第12条第1項の規定により安全上、防火上または衛生上特に重要であるものとして政令第16条第1項に規定する建築物および市長が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が、それぞれ同表の中欄に掲げる規模を有するものとし、省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 前項に規定する建築物に設置された換気設備、排煙設備(排煙機を設けたものに限る。)、非常用の照明装置または防火設備(政令第16条第3項第2号で定めるもの、常時閉鎖式のものおよび防火ダンパーを除く。)が設置されている場合にあっては、建築設備等検査結果表(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)(別記様式第4号)</p> <p>(2) 次の表に掲げる図書</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書</p> <p>3 法第12条第1項の報告書に係る調査は、報告の前3月以内にされたものでなければならない。</p> <p>4 省令第5条第2項に規定する報告書ならびにこの条の規定により提出する書類および図書の部数は、正副2通とする。</p>	建築基準法	第12条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型 1	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	定期性については、法令において定められており、変更はできないが、報告については、現在は慣例上、紙での報告となっているが、条文はデジタルを妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を行う。	令和11年3月	
941	滋賀県草津市	都市計画部 建築政策課	定期検査・点検	規則	草津市建築基準法等施行細則	第8条	<p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第8条 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>2 省令第6条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 防火設備 次の表に掲げる図書その他市長が必要と認めるもの</p> <p>(2) 建築設備 法第12条第3項の規定による検査状況に関する事項を記載したもので市長が必要と認めるもの</p> <p>3 省令第6条第3項に規定する防火設備の報告書ならびにこの条の規定により提出する書類および図書は、正本および副本とする。</p> <p>4 前項の報告書に係る検査は、報告の前3月以内にされたものでなければならない。</p>	建築基準法施行規則	第6条第1項	(a)国の法令等に基づいて定められている規制	類型 1	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	定期性については、法令において定められており、変更はできないが、報告については、現在は慣例上、紙での報告となっているが、条文はデジタルを妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を行う。	令和11年3月	

対面講習規制（8項目）

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し 条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討				
											類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
94	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	条例	草津市市政情報管理に関する条例	第16条	(研修) 第16条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、市政情報の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および 技能 を習得させ、および向上させるために必要な 研修 を行うものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月	
105	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市市政情報管理規程	第3条	(総括市政情報管理者) 第3条 総括市政情報管理者は、市政情報の管理を総括するとともに、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 市政情報ファイル管理簿および歴史市政情報の目録の調製 (2) 市政情報の管理に関する他の実施機関との調整および必要な改善措置の実施 (3) 市政情報の管理に関する 研修 の実施 (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う市政情報の管理上必要な措置 (5) 市政情報ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備 (6) 市政情報管理システムの運用 (7) その他市政情報の管理および市政情報の取扱い等に関する事務の総括 2 総括市政情報管理者は、総務課長をもって充てる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月	
108	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市市政情報管理規程	第15条	(研修の実施) 第15条 総括市政情報管理者は、職員に対し、市政情報の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および 技能 を習得させ、または向上させるために必要な 研修 を行うものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月	
122	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	条例	草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例	第15条	(体制の整備) 第15条 実施機関は、法令等および第6条に規定する基本原則の遵守(以下「コンプライアンス」という。)に関する啓発、 研修 、相談その他必要な体制の整備に努めなければならない。 2 コンプライアンス意識の高揚を図るとともに、コンプライアンスの体制を整備するため、法令遵守監、コンプライアンス対策会議およびコンプライアンス推進責任者等を設置する。 3 前項の体制の整備に関し必要な事項は、別に定める。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月	
125	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市要望等の記録および報告ならびにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程	第7条	(推進責任者の責務) 第7条 推進責任者は、コンプライアンスを推進し、および不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等にき然とした態度で対応することによって不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等による被害を防止するため、次に掲げる責務を有する。 (1) 自らの所属する職員等(以下「所属職員」という。)に対し 研修 を実施すること。 (2) 所属職員間で不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等に関する情報の伝達が行われるよう努めること。 (3) 不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等への対応に関し、所属職員へ適切な指示を行うこと。 (4) 不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等により明らかに公正かつ公平な職務の執行を阻害すると認める場合において、当該不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等を行ったものに対して警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずること。 (5) 不当要求行為等を伴う要望等が行われた場合(不当要求行為等を伴う要望等が行われるおそれが切迫していると認める場合を含む。)において、当該要望等を行ったものに対して、直ちに当該不当要求行為に係る警告、退去命令もしくは排除または警察への通報等の必要な措置を講ずるとともに、速やかに当該部の統括監督者に報告すること。 (6) 所属職員が不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等により一定の行為をし、またはしないことを同意させられた場合において、当該不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等を行ったものに対する当該同意の撤回に関し必要な措置を講ずること。 (7) コンプライアンスの意識を鼓舞し、および自由かつ適な職場の風土の醸成を図るため積極的に所属職員と対話するよう努めること。 2 推進責任者は、前項第1号に規定する 研修 を実施したときは、速やかに当該部の統括監督者を經由して法令遵守監に実施結果を報告するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	規制の洗い出し 条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
											類型	現在 フェーズ	見直し 後 フェーズ	見直しの方向性			見直し予定 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由 ／見直し不要の理由		
150	滋賀県草津市	まちづくり協働部 まちづくり協働課	対面講習	条例	草津市協働のまちづくり条例	第26条	(人材育成) 第26条 市は、市職員に対し、協働によるまちづくりに関する 研修 を実施し、その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。 2 市は、市職員が地域社会の課題を把握し、自らの資質向上を図るため、積極的にまちづくりに取り組むよう促すとともに、そのために必要な環境整備に努めるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	草津市協働のまちづくり条例第26条は、市職員に対し「研修を実施」する旨を定めているが、その実施方法を「対面」に限定するものではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月		
281	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	規則	草津市公益通報の処理に関する規則	第14条	(職員への周知) 第14条 市長は、市職員に対する 研修 の実施その他適切な方法により、通報等の処理の制度について周知を図るものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されているものではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月		
1266	滋賀県草津市	総合政策部企画調整課	対面講習	種別なし	草津市統計調査員登録制度実施要綱	第8条	(研修の実施等) 第8条 市長は、統計調査員希望者登録カードに登録した者に対し、統計調査実施に関する情報その他の資料を配布するとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、 研修 会等を開催するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能となれば、オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月		

書面掲示規制（6項目）

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条項等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
														a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
237	滋賀県草津市	総務部総務課	書面掲示	条例	草津市行政手続条例	第14条	(聴聞の通知の方式) 第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日および場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、または聴聞の期日への出頭に代えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。 (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	行政手続法が改正され、聴聞等の通知の公示送達電子化されたことに合わせ、同趣旨の行政手続条例においても同様の改正を行うもの。令和8年2月議会提案予定。	令和8年5月	
372	滋賀県草津市	総務部税務課	書面掲示	条例	草津市税条例	第18条	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行なうものとする。	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和7年3月31日付専決処分（令和7年6月定例会で報告済）により市税条例改正済。 公示送達情報につき市ホームページ上で閲覧可能にする。また、掲示場（市役所前）への掲示も継続する。（市税条例上は、掲示場への掲示か、市役所にPC画面設置のいずれかを選択可としている）。	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布された令和5年3月31日から3年3か月以内の政令で定める日までに検討	
385	滋賀県草津市	会計管理者会計課	書面掲示	規則	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第3条	(表示) 第3条 指定金融機関は、「草津市指定金融機関」と記した看板をその総括店、出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。 2 指定代理金融機関は、「草津市指定代理金融機関」と記した看板をその出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。 3 収納代理金融機関は、「草津市収納代理金融機関」と記した看板をその取りまとめ店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	金融機関における表示について、デジタル技術を活用した情報提供手段を許容する文言に条文を改正する。例えば、第3条において、店頭掲示に加えて、または店頭掲示の代替として、市公式ウェブサイトへの掲載、金融機関ウェブサイトへの掲載など多様な情報伝達手段を認めることなどが挙げられる。	令和11年3月	
1005	滋賀県草津市	都市計画部都市計画課	書面掲示	規則	草津市屋外広告物条例施行規則	第16条	(保管広告物等の公示の方法) 第16条 条例第23条第2項に規定する公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 条例第23条第1項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(条例第24条第1項第1号に該当する広告物については、2日間)、草津市役所前掲示場に掲示すること。 (2) 条例第24条第1項第2号に該当する広告物または掲出物件については、前号の公告の期間が満了してもなお当該保管広告物等の所有者等の氏名および住所を知ることができないときは、当該公告の要旨を告示すること。 2 条例第23条第3項の規則で定める場所は、草津市役所都市計画部都市計画課とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	屋外広告物条例23条第2項に基づき、規則第16条第1項で草津市役所前掲示場での公示を規定しています。また、条例23条第3項および規則第16条第2項により都市計画課窓口保管広告物等一覧簿を備え付け、関係者の閲覧に供さなければならないことと規定しているため、現状はデジタル化に対応しておりません。 条例上は、規則で公示の方法を定めることとしているため、国の見直しを参照し、規則の条文改正が必要と考えます。	令和10年3月	
1027	滋賀県草津市	都市計画部開発調整課	書面掲示	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第5条	(臨時休日等) 第5条 登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、または閲覧時間を変更するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	閲覧場所が窓口に限られていることから、開庁時間と合わせているもの。 窓口での閲覧を合わせて見直しの実施は可能。	令和11年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
1157	滋賀県草津市	上下水道部 給排水課・上下水道施設課	書面掲示	上下水道事業管理規程	草津市下水道条例施行規程	第12条	(工事の完了届および検査済証) 第12条 条例第8条第1項の規定により排水設備の検査を受けようとする者は、排水設備工事完了届(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。 2 条例第8条第1項の規定により除害施設の検査を受けようとする者は、除害施設工事完了届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、条例第8条第2項の規定により排水設備の検査にあつては排水設備検査済証(別記様式第8号)を、除害施設の検査にあつては除害施設検査済証(別記様式第9号)を交付する。 4 前項の場合において、排水設備の検査済証は門戸に、除害施設の検査済証は事業所の見やすい所に、それぞれ掲示しなければならない。	当該例規	一	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	国の見直しを踏まえ、当該事項においてデジタル技術の活用が可能(検査済証のオンラインでの公開等)である内容を通知の発出等により明確化し、管理者に周知する。	令和9年3月	第12条第2項「除害施設工事完了届(別記様式第7号)」が上下水道施設課、同第1項、第3項については給排水課が実務担当課であるが、上下水道施設課よりからとりまとめて回答。 (内容については給排水課確認済)

往訪問覧・縦覧規制（24項目）

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
														a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
36	滋賀県草津市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	条例	草津市議会議員政治倫理条例	第11条	(市の工事等および指定管理者の指定等に関する遵守事項) 第11条 議員は、議員が役員をしている企業等(以下「関係企業等」という。)に対して、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、第3条第1項第3号に規定する工事等にかかる契約(下請負を含む。)または指定管理者の指定に関し、市民に疑惑の念を生じさせるような取扱いをしてはならない。 2 議員は、関係企業等において役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を添付して、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。 3 議長は、前項の規定により提出された届出を、当該届出を行った議員の在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	様式には、関係企業の所在地や議員の役職などの情報を記入する必要があるため、これらの情報の開示に際しては、プライバシー保護の観点から慎重な検討が求められる。しかし、情報の透明性向上を目的とした運用の見直しについては、例えばホームページでの掲載などを含め、適切な方法で検討を進めることが可能である。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
37	滋賀県草津市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	条例	草津市議会議員政治倫理条例	第12条	(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項) 第12条 議員は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人について、当該法人の役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を添付して、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。 2 議長は、前項の規定により提出された届出を、当該届出を行った議員の在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	様式には、関係企業の所在地や議員の役職などの情報を記入する必要があるため、これらの情報の開示に際しては、プライバシー保護の観点から慎重な検討が求められる。しかし、情報の透明性向上を目的とした運用の見直しについては、例えばホームページでの掲載などを含め、適切な方法で検討を進めることが可能である。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
116	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市情報公開条例	第26条	(市政情報の検索資料の作成等) 第26条 実施機関は、市政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の 閲覧 に供するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	市政情報の検索に必要な資料について、今後インターネットでも閲覧できるようにすることを検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
229	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市長の政治倫理に関する条例	第10条	(契約および指定管理者の指定に関する遵守事項) 第10条 市長は、自らが役員をしている企業等(以下「関係企業等」という。)に対して、地方自治法第142条の規定の趣旨を尊重し、第3条第1項第5号に規定する契約(下請負を含む。)または指定管理者の指定に関し、市民に疑惑の念を生じさせるような取扱いをしてはならない。 2 市長は、関係企業等において役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を作成し、その在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月	
230	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市長の政治倫理に関する条例	第11条	(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項) 第11条 市長は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人について、当該法人の役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を作成し、その在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
235	滋賀県草津市	総合政策部 秘書課	往訪問 縦覧	規則	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則	第10条	(報告書の閲覧) 第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。 2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、草津市長が指定する場所で、休日の日以外の日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 3 報告書は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。 4 報告書は、丁寧に取扱いねばならず、かつ、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、草津市長が定める。	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和9年3月	
239	滋賀県草津市	総務部 総務課	往訪問 縦覧	条例	草津市行政手続条例	第17条	(文書等の閲覧) 第17条 当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終了する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時および場所を指定することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月	
242	滋賀県草津市	総務部 総務課	往訪問 縦覧	条例	草津市行政手続条例	第23条	(聴聞調書および報告書) 第23条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終了後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の終了後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者または参加人は、第1項の調書および前項の報告書の閲覧を求めることができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月	
258	滋賀県草津市	総務部 総務課	往訪問 縦覧	条例	草津市行政不服審査会設置条例	第11条	(提出資料の閲覧等) 第11条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面もしくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)または当該主張書面もしくは当該資料の写しもしくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧または交付を拒むことができない。 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、または同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧または交付に係る主張書面または資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人または参加人は、実費の範囲内において草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)に定める額の手数料を納付しなければならない。 5 審査会は、草津市手数料条例で定めるところにより、前項の手数料を減額し、または免除することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し予定 ／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
260	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市聴聞等に関する規則	第7条	(文書等の閲覧) 第7条 法第18条第1項または条例第17条第1項の規定による閲覧の請求をしようとする者(以下この条において「当事者等」という。)は、文書等閲覧請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧は、口頭で請求すれば足りる。 2 市長は、前項の規定により請求された資料を閲覧させようとするときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時および場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。 3 市長は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段または条例第17条第1項後段の規定により閲覧を拒否した場合を除く。)(は、閲覧の日時および場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項または条例第21条第1項の規定により、当該閲覧の日時以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。 4 資料を閲覧した当事者等は、市長に対し、当該資料の写しの交付を求めることができる。	聴聞の運用のための具体的措置について(平成6年4月25日総管第102号)	別紙二II	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
263	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市聴聞等に関する規則	第18条	(文書等の閲覧) 第18条 条例第28条において準用する条例第17条第1項の規定による閲覧の請求をしようとする当事者は、文書等閲覧請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定により請求された資料を閲覧させようとするときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時および場所を当該当事者に通知しなければならない。 3 資料を閲覧した当事者は、市長に対し、当該資料の写しの交付を求めることができる。 4 市長は、法第30条の規定による通知を行う場合は、当該通知に係る不利益処分の名あて人となるべき者に対し、法第17条第1項および前3項の規定の例により、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の機会を与えるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
268	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	訓令	草津市行政手続条例に係る審査基準・標準処理期間および処分基準に関する規程	第4条	(基準の公表) 第4条 所管課長は、整理票について当該処分の根拠法令および根拠条項の順に整理し、目次を付した審査基準・標準処理期間・処分基準ファイル(以下「ファイル」という。)を作成しなければならない。ただし、所管課長が公表することに行政上特別の支障があると認める整理票については、この限りでない。 2 所管課長は、前項の規定により作成したファイルをその事務所および総務部総務課に備え置き、一般の縦覧に供するものとする。 3 所管課長は、基準等について閲覧者から問い合わせを受けたときは、当該処分の担当者による説明、関係図書の提示その他の必要な措置を講じるものとする。 4 前条第3項の規定により整理票の送付を受けた出先機関の長は、前3項の規定に準じた措置を講じるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる縦覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月	
433	滋賀県草津市	教育委員会児童生徒支援課	往訪問覧・縦覧	教育委員会規則	草津市学校教育法第35条第1項の規定による出席停止の命令の手続に関する規則	第8条	(文書等の閲覧) 第8条 保護者は、意見聴取の通知があった時から口頭で意見を述べる日時までの間、教育委員会に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該出席停止命令の原因となる事実を証した資料の閲覧を求めることができる。その場合において、教育委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。 2 教育委員会は、前項の閲覧について日時および場所を指定することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	オンライン上での閲覧については、閲覧資料の内容に個人情報を含むことから、見直しは行わず今後も不可とする。 保護者からの閲覧申請についてはメール等で受け付けることとしても支障がないと考えられることから、運用変更により対応する。	令和8年1月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 フェーズ	見直し 後 フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
473	滋賀県草津市	教育委員会 歴史文化財課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市文化財保護条例	第46条の2	(指定) 第46条の2 教育委員会は、市指定有形文化財および市指定史跡名勝天然記念物を保存するために、その周辺の環境を保全する必要があると認める土地の区域を文化財環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。 3 教育委員会は、保全地区を指定しようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。 4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者または占有者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について教育委員会に意見書を提出することができる。 5 教育委員会は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。 6 教育委員会は、保全地区を指定するときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。 7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。 8 第2項から前項までの規定は、保全地区の区域の変更について準用する。 9 第1項から第8項までの規定は、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものおよび県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財に指定されたものならびに法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたものおよび県条例第34条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたものについて準用することができる。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
676	滋賀県草津市	環境経済部 資源循環推進課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	第4条	(縦覧の場所および期間) 第4条 前条の縦覧場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 草津市役所 (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所 2 前条の縦覧期間は、告示の日から1月間とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
686	滋賀県草津市	環境経済部 環境政策課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市の良好な環境保全条例	第12条	(保全地区の指定等) 第12条 市長は、次の各号の一に該当するもののうち、自然環境の保全等を図るため特に必要があると認める地区を自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。 (1) 森林、草地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であつてその保全を図ることが必要な地区 (2) 動物の生息地または植物の生育地であつて、これらの保護または繁殖を図ることが必要な地区 2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。 3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。 4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。 6 市長は、保全地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。 7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。 8 第2項から前項までの規定は、保全地区の指定の解除および区域の変更について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和9年4月	縦覧を実施する旨の告示もオンラインで実施することが望ましいと考える
1001	滋賀県草津市	都市計画部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市屋外広告物条例	第23条	(保管広告物等を保管した場合の公示) 第23条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物または掲出物件を保管したときは、当該保管する広告物または掲出物件(以下「保管広告物等」という。)の所有者、占有者その他当該保管広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該保管広告物等を返還するため、速やかに次に掲げる事項を公示しなければならない。 (1) 保管広告物等の種類および数量 (2) 保管広告物等を除却した場所および日 (3) 保管広告物等の保管を始めた日および保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するため必要と認められる事項 2 前項の規定による公示の方法は、規則で定める。 3 市長は、第1項の規定による公示を行うほか、保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供さなければならない。	屋外広告物条例ガイドライン(昭和39年3月27日建設部総発第7号)	第23条の3	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる閲覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
1024	滋賀県草津市	都市計画部 開発調整課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第2条	(閲覧所の場所) 第2条 登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所は、草津市役所都市計画部開発調整課とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	開発登録簿の閲覧は現状では窓口でのみ行っているが、現状でも閲覧については手数料は発生していないため、データ化して一般に公開すれば可能と考える。ただし、開発位置図とリンクして閲覧できるようにするにはGIS等の整備が必要である。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	特定の場所が決まった閲覧者と、開発行為があったか確認されたい閲覧者の2パターンあり、どちらも網羅する体制の構築にはGISの整備が必要であると考えられる。また、交付請求を合わせて実施される方大半であることから、この内容も補完できる体制の構築が必要である。
1031	滋賀県草津市	都市計画部 開発調整課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第8条	(閲覧上の注意) 第8条 閲覧者は、登録簿を指示された場所で閲覧し、外部に持ち出してはならない。 2 閲覧者は、係員の指示に従い、登録簿を丁寧に取り扱いなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
1052	滋賀県草津市	建設部 公園緑地課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市都市公園条例	第19条	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。 (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち、特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第22条において「所有者等」という。)の氏名および住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市公報または新聞紙に掲載すること。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。	〇〇都道府県(市町村)都市公園条例(昭和31年11月20日建設発第339号)	第11条の3第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
1272	滋賀県草津市	総合政策部 秘書課	往訪問覧・縦覧	告示	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱	第2条	(閲覧場所) 第2条 規則第10条第2項の草津市長が指定する場所は、情報公開室とする。	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年3月	
1274	滋賀県草津市	総合政策部 秘書課	往訪問覧・縦覧	告示	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱	第4条	(閲覧方法) 第4条 閲覧者は、前条の閲覧請求書を提出した後、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書または関連会社等報告書(以下「報告書」という。)を係員から受け取り、所定の場所で閲覧するものとする。閲覧を終了したときは、閲覧者は、閲覧した報告書を係員に返却するものとする。	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
1920	滋賀県草津市	環境経済部環境政策課	往訪問覧・縦覧	告示	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定について	本則	1 区域の区分を表示する図面は、草津市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年4月	
1921	滋賀県草津市	環境経済部環境政策課	往訪問覧・縦覧	告示	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動を規制する地域等の指定について	本則	1 区域の区分を表示する図面は、草津市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年4月	

FD等の記録媒体規制（6項目）

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し 条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討				
											類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
2134	滋賀県草津市	建設部道路課	FD等の記録媒体	告示		第9条	(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等により消去するものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年10月	
2138	滋賀県草津市	建設部道路課	FD等の記録媒体	告示		第9条	(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等により消去するものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4号の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年10月	
2142	滋賀県草津市	総務部総務課	FD等の記録媒体	告示		第9条	(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者がビデオテープで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後はビデオテープの上書きによる消去、または、破砕等による破棄処分を行うものとする。ただし、第7条第2項各号による場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号による場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	現在はビデオテープ等は使用していないため、要綱を改正する。	令和8年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し 条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討				
											類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
2145	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	FD等の記録媒体	告示		第9条	(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等による消去を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年3月	
2149	滋賀県草津市	都市計画部交通政策課	FD等の記録媒体	告示		第9条	(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者がビデオテープまたは画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はビデオテープまたはハードディスクの上書き等による消去、または破砕等による破棄処分を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	各施設でビデオテープによる情報の記録は行っていないため、要綱改正を実施する。	令和8年2月	
2155	滋賀県草津市	まちづくり協働部生活安心課	FD等の記録媒体	告示		第9条	(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等による消去を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の規定により録画した画像については、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	「ハードディスク」と記載がある条文については、「電磁的記録媒体」へ変更する要綱改正を行うため。	令和8年3月	個別要綱を改正する。

継続検討（69項目）

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討							
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考		
1	滋賀県草津市	総務部総務課	書面掲示	条例	草津市公告式条例	第2条	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。 2 条例の公布は、草津市役所前の 掲示場 に 掲示 して行う。ただし、市公報に登載する方法によりこれに代えることができる。	地方自治法	第16条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	見直しの方向性 a-1. 意見直し（条文の改正が必要） a-2. 意見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3. 意見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1. 見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2. 見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1. 見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2. 見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d. 継続検討	見直しの方向性の詳細 見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	令和8年6月	備考
38	滋賀県草津市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	議会規則	草津市議会議員政治倫理条例施行規則	第10条	(兼業または兼職の届出義務等) 第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、兼業・兼職届出書(別記様式第5号)により行うものとする。 2 条例第11条第3項の規定による 閲覧 は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。 3 閲覧 を行った者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。 4 前2項の規定は、条例第12条第2項の規定による 閲覧 について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	見直しの方向性の詳細 議員の兼業届の閲覧については、閲覧方法の具体的な媒体を特定していないものの、現状では市民への閲覧を事務局において紙媒体で公開する形をとっている。そのため、将来的に閲覧方法を見直す場合には、現状の方法が不要になる可能性も含め、慎重に検討する必要がある	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	令和11年3月	備考	
259	滋賀県草津市	総務部総務課	書面掲示	規則	草津市聴聞等に関する規則	第3条	(聴聞の通知) 第3条 聴聞の通知は、聴聞通知書(別記様式第1号)により、聴聞の期日の1週間前までに行うものとする。 2 法第15条第3項または条例第14条第3項の規定による 掲示 は、聴聞通知書(別記様式第2号)により行うものとする。	行政手続法	第15条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	見直しの方向性の詳細 アナログ規制の点検・見直しマニュアルP. 48に記載のとおり、書面掲示規制のうち「公示送達」は行政手続法の改正に倣い、従来の掲示板等への書面の掲示による方法に加えて、インターネット等への情報掲載による方法を実施することとなり、行政手続法に倣うこととされている。草津市聴聞等に関する規則も同法の運用方法を確認したうえで、必要に応じて規則改正を行う。	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	令和11年3月	備考	
262	滋賀県草津市	総務部総務課	書面掲示	規則	草津市聴聞等に関する規則	第17条	(弁明の機会の付与の通知) 第17条 弁明の機会の付与の通知は、弁明通知書(別記様式第9号)により、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その期日)の1週間前までに行うものとする。 2 法第31条において準用する法第15条第3項または条例第28条において準用する条例第14条第3項の規定による 掲示 は、弁明通知書(別記様式第10号)により行うものとする。	行政手続法	第15条第3項及び第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	見直しの方向性の詳細 行政手続法に基づいて定めている規制であり、今後の国の動向を注視する。	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	令和11年3月	備考	
326	滋賀県草津市	総合政策部職員課	書面掲示	規則	草津市職員の給与に関する規則	第33条の5	第33条の5 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。 2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を 掲示場 (草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項に規定する 掲示場 をいう。)に 掲示 することをもってこれに代えることができるものとし、 掲示 された日から2週間を経過した時に文書の交付があつたものとみなす。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	見直しの方向性の詳細 公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	令和8年6月	備考	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 / 様式名	条項/ 掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討				備考	
							条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 フェーズ	見直し 後 フェーズ	見直しの方向性			見直し予定 / (「継続検 討」の場合) 再 検討時期
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
350	滋賀県草津市	総合政策部職員課	書面掲示	条例	草津市職員の退職手当に関する条例	第12条	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者 2 任命権者は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。 3 任命権者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を 掲示 場(草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項の 掲示 場をいう。)に 掲示 することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その 掲示 した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1②	1②	d.継続検討	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月	
391	滋賀県草津市	会計管理者会計課	書面掲示	規則	草津市会計規則	第9条	(簡易な納入の通知方法) 第9条 歳入調定権者は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる歳入については、納入通知書に代えて、口頭、 掲示 その他の方法により、納入の通知をすることができる。 (1) 使用料および手数料 (2) 物品の売払代金 (3) その他納入通知書によりがたいと認められる歳入	地方自治法施行令	第154条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型 2	1②	1②	d.継続検討	第9条の「口頭、掲示その他の方法」に、情報通信技術等を活用した通知方法を追加することを検討するため。	令和11年3月	
971	滋賀県草津市	都市計画部建築政策課	書面掲示	規則	草津市建築基準法に係る意見の聴取に関する規則	第2条	(開催の公告) 第2条 市長は、意見の聴取を開催しようとするときは、意見の聴取の事由、期日および場所(以下「意見の聴取の事由等」という。)を、第72条第1項(法第74条第2項および第76条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定に係る意見の聴取(以下「建築協定の意見の聴取」という。)の場合にあっては、当該意見の聴取の実施期日前7日までに、その他の意見の聴取の場合にあっては、それぞれ法に定める期限内に公告するものとする。 2 市長は、前項の公告のほか、建築協定の意見の聴取にあっては当該意見の聴取の実施期日前7日までに当該建築協定を締結しようとする者(以下「協定者」という。)および法第71条の規定により実施した縦覧期間満了後7日以内に市長に異議申立書を提出した者(以下「異議申立人」という。))に、それぞれ公開による意見の聴取通知書(別記様式第1号)により通知するものとする。 (1) 草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項の 掲示 場に 掲示 する。 (2) 法第46条第1項および法第48条第15項に基づき意見の聴取の場合は、前号の規定とともに、当該案件に係る地区内または敷地内の 見やすい 場所に 掲示 する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 2	1②	1②	d.継続検討	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月	
1051	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	条例	草津市都市公園条例	第19条	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に 掲示 すること。 (2) 前号の 掲示 に係る工作物等のうち、特に貴重と認められる工作物等については、同号の 掲示 の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第22条において「所有者等」という。)の氏名および住所を知ることができないときは、その 掲示 の要旨を市公報または新聞紙に掲載すること。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。	〇〇都道府県(市町村)都市公園条例(昭和31年11月20日建設計発第339号)	第11条の3第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1②	1②	d.継続検討	草津市公告式条例に規定する草津市役所前 掲示 上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月	
1056	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	規則	草津市都市公園条例施行規則	第9条	(工作物等を保管した場合の公示の場所) 第9条 条例第19条第1項第1号の規定による公示場所は、草津市役所前 掲示 場とする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型 4	1②	1②	d.継続検討	草津市公告式条例に規定する草津市役所前 掲示 上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			見直し・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	タイプ	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
1057	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	規則	草津市都市公園条例施行規則	第12条	第12条 市長は、前条の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称または種類、形状、数量その他必要な事項を第9条で定める場所に 掲示 し、またはこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。 2 市長は、前条の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称または種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。 3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	タイプ 4	1②	1②	d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
1059	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の日に関する公告	本則	関係図面は、産業建設部都市計画課において 縦覧に供する 。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	タイプ 4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1060	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和61年4月1日種別なし)	本則	(「別添図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する 。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	タイプ 4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1061	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和63年3月30日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する 。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	タイプ 4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1062	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和63年7月1日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する 。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	タイプ 4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1063	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成元年3月28日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する 。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	タイプ 4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1064	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成2年6月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する 。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	タイプ 4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1065	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成2年12月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する 。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	タイプ 4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名 ／ 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 フェーズ	見直し 後 フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
1066	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成3年11月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1067	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年3月13日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1068	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年4月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1069	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年10月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1070	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年12月16日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1071	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成5年4月30日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1072	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成12年3月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1073	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成19年3月20日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市産業建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
1074	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の設置について(平成7年3月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1075	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の設置について(平成7年4月29日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1076	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の設置について(平成8年7月13日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1077	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成9年7月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1078	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成10年5月1日種別なし)	本則	(別紙図面では、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1079	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成11年5月14日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1080	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成11年7月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1081	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成14年8月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1082	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成14年10月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1083	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成17年3月31日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名		当該条項等	規制根拠の分類	類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討				備考
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日			類型	現在フェーズ			見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定			
							見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細									見直し予定		
1084	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成19年12月27日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市産業建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1085	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成21年7月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1086	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成22年2月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1087	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成22年9月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1088	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成25年10月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1089	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成26年4月1日公告)※桜ヶ丘緑地に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1090	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成26年4月1日公告)※平湖・柳平湖公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1091	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成29年3月14日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部草津川跡地整備課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1092	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成27年3月31日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1093	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成31年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				
1094	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和2年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月				

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項/ 掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 フェーズ	見直し 後 フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期 ／（「継続検 討」の場合）再 検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
1095	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成30年1月5日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1096	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※木ノ下公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1097	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※領木公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1098	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※中堂公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1099	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※黒土公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1100	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※廣野公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1101	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和5年7月28日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1102	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域決定について(平成27年12月18日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市計画部草津川跡地整備課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1103	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(昭和63年3月30日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1104	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(平成9年6月13日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性		見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細		
1105	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(平成11年7月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1106	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(平成12年6月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1107	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(平成12年9月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1108	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更に関する公告(平成26年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1109	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成15年4月18日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1110	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成15年8月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1111	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成16年5月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1112	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成16年7月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1113	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成17年7月20日種別なし) ※草津川緑地に係るもの	本則	なお、別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1114	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成17年7月20日種別なし) ※弾正公園に係るもの	本則	なお、別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	
1115	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更について(平成27年3月31日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規制の洗い出し			類型・フェーズ		見直しの方向性等の検討					
							条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在フェーズ	見直し後フェーズ	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考
1116	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更について(令和4年8月1日公告)	本則	(別紙図面は、関係図面を草津市建設部公園緑地課に備えおいて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月	